

# LANDSCAPE PLANNING for TAHARA CITY 2013

田原市景観基本計画

(概要版)

平成25年3月



## はじめに



### ～美しい渥美半島を守り・つくり、 次世代につなぐ～



田原市は、三方を海に囲まれた渥美半島に位置しています。

私たちが暮らすこの風光明媚な渥美半島は、三河湾側の静かな海・表浜海岸の雄大な海の眺め、そして市内の至る所から目にできる大山や蔵王山などの山並みやそこからの眺めなど、多種多様な自然・眺望景観を有しています。

また、広大なキャベツ畑や温室群等の農業景観、臨海工業地帯の工業景観も有しており、私たちの生活は田原市が誇る代表的な景観との共存により営まれています。

しかしながら、この美しい渥美半島の景観は、先人たちが長い年月をかけて作り上げてきたことを忘れてはならず、今を生きる私たちの営みも、子供、孫の世代、そして後世に引き継ぐ必要があります。

そのため、本市では、今後の渥美半島における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにした「田原市景観基本計画」を策定し、「美しい渥美半島を守り・つくり、次世代につなぐ」ことを基本方向としながら、将来に向けた景観施策を展開していく所存でございます。

最後に、この基本計画を推進していくことにより、市民皆様方一人ひとりが具体的な景観まちづくりに参画し、地域の特性に応じた景観づくりの取組みが進むことを期待するとともに、本計画の策定に携わっていただきました策定委員の方々をはじめ、貴重なご意見を頂いた市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

田 原 市 長 鈴 木 克 幸

# LANDSCAPE PLANNING for TAHARA CITY 2013





TAHARA



TAHARA CITY

FUKUE



AKABANE



# CONTENTS

## はじめに

## 目 次

### 序 章

<b>田原市景観基本計画とは</b>	1
1 田原市における景観の捉え方	3
2 策定の背景と目的	4
3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け	5

### 第1章

<b>田原市の景観特性</b>	7
1 田原市の概況	9
2 田原市の景観特性	9

### 第2章

<b>景観基本計画の区域と方針</b>	13
1 景観基本計画区域の設定	15
2 景観形成の基本理念と目標	15
3 エリア別景観形成の方針	16
4 特徴的な景観を有している地区の景観形成の方針	22

### 第3章

<b>田原市における景観形成に向けて</b>	25
1 実現方策の一例	27
2 景観づくりへの誘導の枠組み	32
3 景観形成の実現方策(全市レベル)	33
4 界隈景観形成の実現方策(地区レベル)	38
5 身近な景観形成の実現方策(市民レベル)	38

### 第4章

<b>良好な景観形成に向けた取り組み</b>	39
1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	41
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	42
3 屋外広告物の景観形成に関する方針	43
4 自然公園法の特例に関する事項	43

### 第5章

<b>景観まちづくりの推進施策</b>	45
1 計画の推進	47
2 景観まちづくりの進め方	47
3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策	51



# 美しい渥美半島を 守り・つくり、 次世代につなぐ

美しい景観は、すぐに完成するものではなく、先人たちが長い年月をかけて作り上げられたものです。私たちが暮らす渥美半島は、時代時代での生活や文化、歴史が重なりあって作り上げられたものであり、今を生きる私たちの歴史等も次の世代に引き継がなければなりません。

今、私たち一人ひとりが個々の美しさと半島全体の美しさを20年、30年先、さらに次世代に引き継ぐため、その将来像の共通認識を持つて、今、なすべき景観づくりに取り組み、行動することが大切です。

## 序 章

### 田原市 景観基本計画とは





# 1 田原市における景観の捉え方

田原市は三方を海に囲まれ、三河湾側の静かな海の生業(なりわい)景観、太平洋側の雄大な自然海岸景観、市内の至る所から目でできる山地景観、大きく広がりのある農地景観、市街地や農漁村の集落地におけるまちなみ景観など多様な表情を持った景観があります。

このような景観は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができるものとされています。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しいこの田原市の景観は、地域のかけがえのない財産となり、市民一人ひとりの誇りとなっています。

そこで本計画では、田原市の景観の全体像を、自然と市民の生活や産業により創出される歴史的あるいは文化的風景であるとして、『自然』、『生活・産業』、『歴史・文化』の3つの観点から捉えます。

## 景観とは

景観法においては、景観について、具体的に定義されていませんが、第2条(基本理念)に、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」とあり、また、景観は、街並みなどの眺められる対象を示す「景」と、それらを眺める主体である人間の感覚や価値観を表す「観」の2つの文字が組み合わさってできた言葉だと言われています。

## 田原市の景観を捉える3つの観点



## 2 策定の背景と目的

### 1 背景

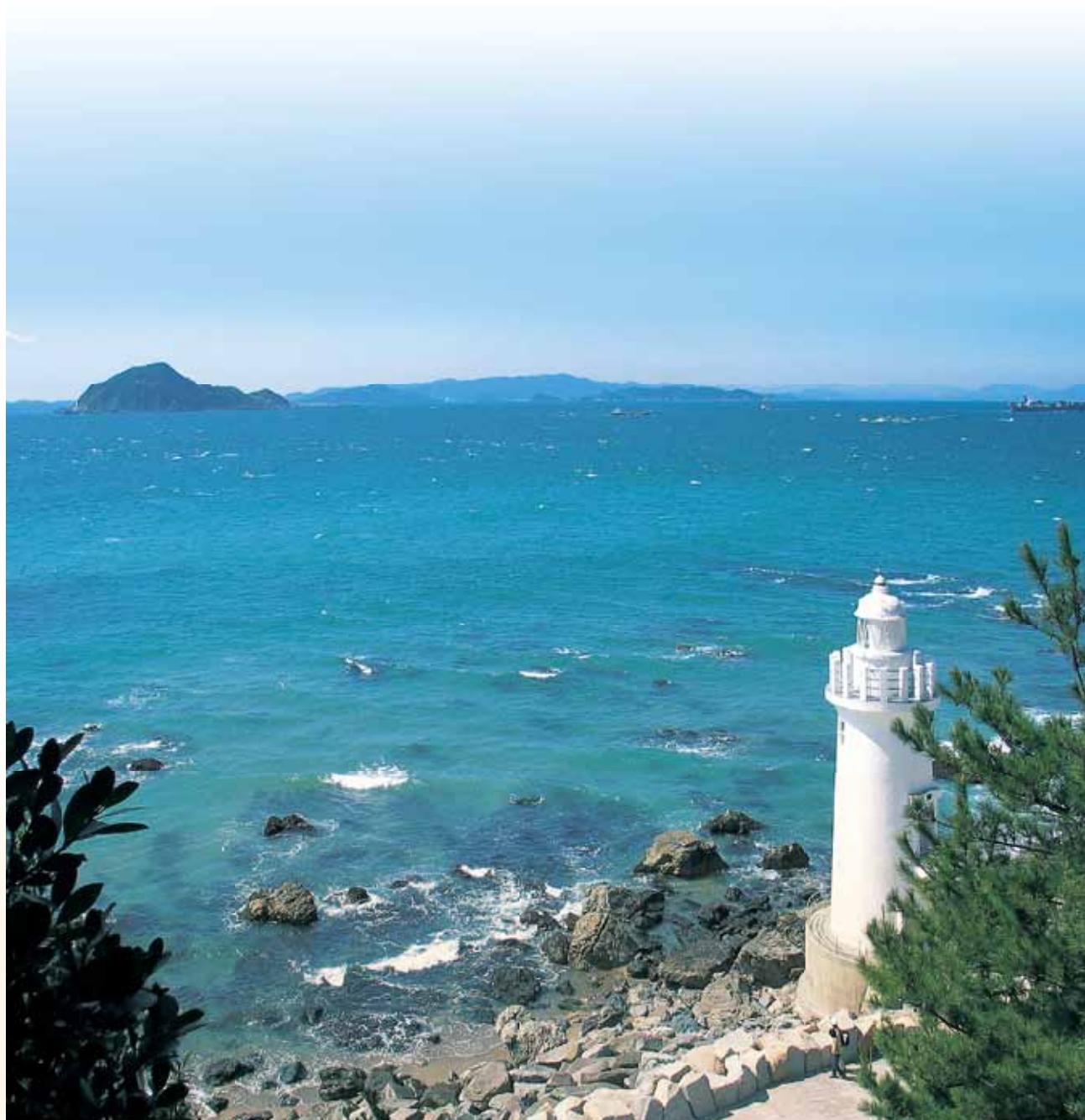
景観は、地域固有の自然や風土、歴史や文化、住民の生活等がつくりだす総合的なものであり、美しいまちづくりにとって不可欠な要素です。そのような認識のもと、国は、平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めた景観法を定め、全国の市町村では法に基づいた景観計画に沿って、景観を重視したまちづくり事業が展開されています。

一方、田原市には豊かな自然や歴史資源、美しい生活空間や活力のある産業群などの景観資源が地域の至る所に分布しており、今後、これらを守り、育て、次世代につなげていくことは、今後の田原市の地域づくりを考えいく上で非常に重要なことです。

しかしながら、市域全体の景観形成にかかる計画が策定されておらず、基本的な方針が明確になっていないのが実情で、今後の田原市における景観形成の羅針盤となる基本計画の策定が求められています。

### 2 目的

本計画は、田原市の優れた景観を資産として生かし、美しい渥美半島を次世代に継承するため、本市における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにすることにより、市民・事業者・行政にとって、目指す方向性を共有することができるマスタープランとして機能するものとします。

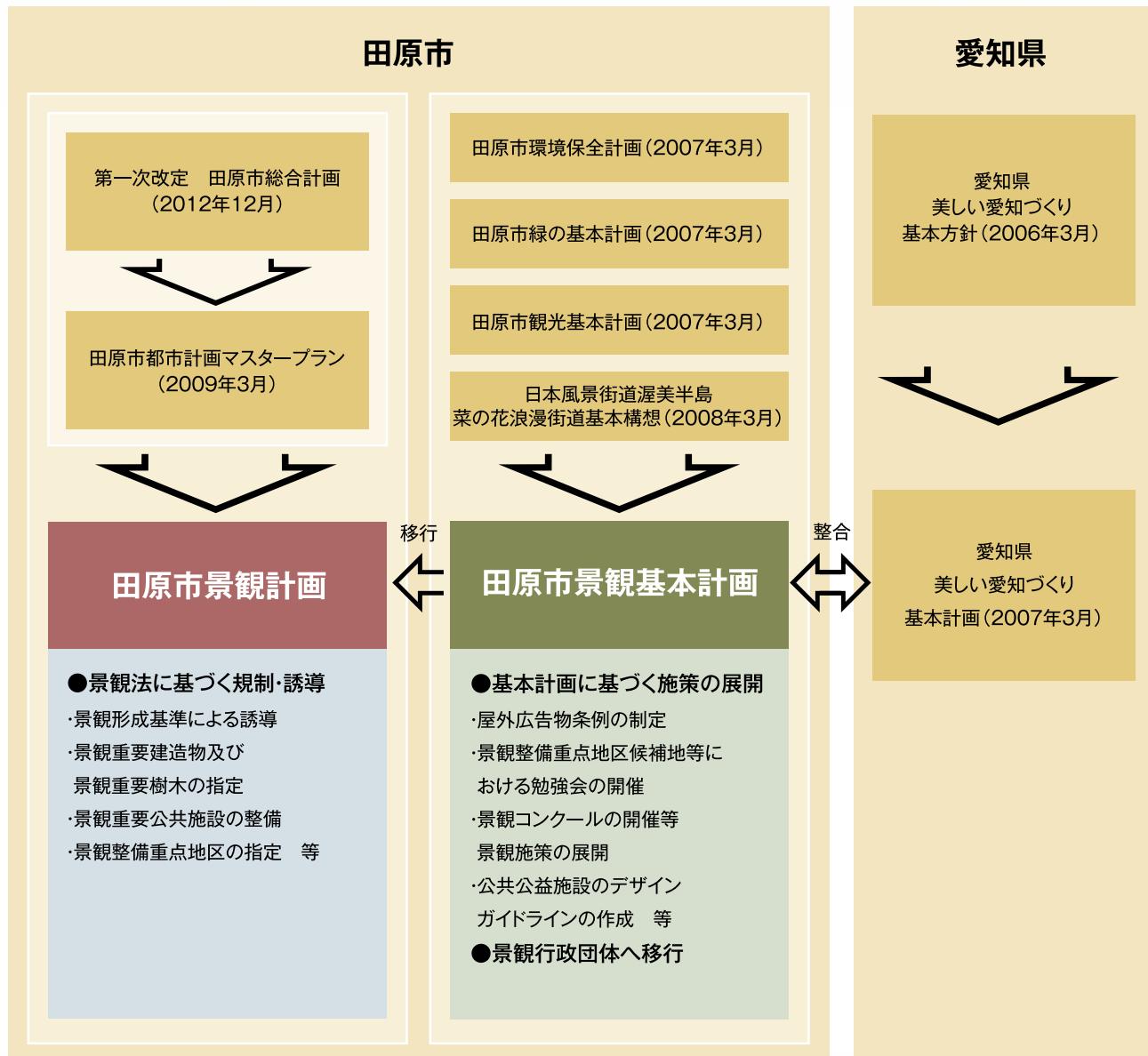


## 3

### 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、景観形成の基本的な指針として機能していくものとなるものです。

そのため、計画策定にあたっては、「田原市総合計画」や「田原市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と整合を図っていくものとし、以下、上位・関連計画を含めた計画体系の位置付けを示します。







田原市

田原市景観基本計画（概要版）

発行：平成25年3月

発行者：田原市

編集：都市建設部 街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

TEL:0531-23-3535 FAX:0531-22-3811